

配信日時	2/13/2026 11:01:04 AM	送信ID	15868
配信者	川崎市		
対象サービス	全サービス		
対象地域	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区		

件名	【川崎市からのお知らせ】令和8年度指定有効期間終了に係る指定更新手続きについて
本文	<p>指定障害福祉サービス事業者等 関係法人 代表者 各位</p> <p>日頃から本市障害保健福祉施策へ御尽力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、令和8年度中に指定有効期間が終了する事業所について、次のとおり指定更新申請書類の提出期限及び手続き方法について掲載いたしました。</p> <p>更新対象事業所は、掲載資料を確認するとともに、提出期限までに必要書類を郵送または持参にて障害者施設指導課事業者指定担当宛てに御提出ください。</p> <p>なお、更新を受けなければ、有効期間の満了によりその効力を失いますので御注意ください。</p> <p>【掲載箇所】</p> <p>○インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」 書式ライブラリ→3. 川崎市からのお知らせ→6. 指定の更新 <a href="https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&amp;id=102">https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&amp;id=102</a></p> <p>&lt;問合せ先&gt;</p> <p>川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害者施設指導課 事業者指定担当 電話 044-200-2927 FAX 044-200-3932</p> <p>※なお、本件以外について川崎市にお問い合わせいただく際には、下記ホームページにお問い合わせ先一覧を掲載していますので、御確認のうえお問い合わせください。</p> <p><a href="https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000108731.html">https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000108731.html</a></p>